

7月15日(水) 第24回裁判

大阪泉南地域のアスベスト国家賠償訴訟を勝たせる会
泉南勝たせる会ニユース

第6号

2009. 6. 29

連絡先
泉南地域の
石綿被害と
市民の会

Tel. 072-483-4981
Fax. 072-484-0641

120名 傍聴席を満席にして 私たちの願いをアピールしよう

午前10時開廷 前日も傍聴席が満席

大阪地方裁判所の202号大法廷前
伊藤事務局長、宮崎さんがいます。

いよいよ最終盤です



6月24日、第23回裁判の報告集会

泉南は地域丸ごと、自動車 造船
鉄鋼など日本の高度経済成長の捨
石。原告らは生き証人だ。

この裁判で何が明らかになったのか

国は「知っていた」

国は、戦前から石綿工場における深刻なアスベスト被害の発生を十二分に把握し、戦後も繰り返し確認し、発ガン性に関しても早くから十分に知っていた。

国は「できた」

国は、アスベストの危険性を従業員や周辺住民に知らせることはもちろん早くから局所排気装置の設置義務付けなど規制・対策、さらに作業現場の石綿粉じんの汚染実態の測定を行うことが、法律的にも技術的にも可能であった。

でも「やらなかった」

にもかかわらず、国は長期間にわたって、アスベストの有用性と軍事利用、産業発展を最優先させて、必要な規制や対策を行わず、被害発生を放置してきた。

- ① この裁判には三つの特徴があります。
史上最大の産業災害といわれるアスベスト被害に対する国の責任を正面から問う初めての裁判
- ② アスベスト被害と加害者の原点を問う裁判（泉南地域はアスベスト産業の発祥地であり、初めて被害が確認された地でもある）
- ③ アスベストによる近隣公害を問う初めての裁判（近隣公害の被害者も原告に）

裁判で勝利することの意義は
何よりも、長年にわたって石綿肺などに苦しめられ続けてきた原告らの早期全面救済です。



6月24日、団体代表者会議

反貧困「派遣村」村長 湯浅 誠さんからメッセージ・署名届く

「知ってた！できた！でも、やらなかった！」という言葉からは、いろんなことを思い出します。私が取り組んでいる貧困の現場でも、たいていのこと



は「できたのに、やらなかった」数あまたの不作為から生じています。それを見逃せば、同じことが繰り返されます。こうした「見えないことに便乗する」あり方を止めていきましょう。

湯浅 誠 (NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい事務局長)

三〇万人署名を二〇〇九年秋までに

佐藤健一さんは昭和49年から平成17年まで、約32年間、泉南の5箇所の石綿工場で
重度の石綿肺に加えての肺がんの追い打ちに、佐藤健一さんの生命はついに

意見陳述

大阪地方裁判所 2009年6月10日
第22民事部合議1係 御中
原告ら代理人 弁護士 中平 史

昨日、提出した原告・佐藤健一さんの尋問についての上申書を補足して意見を申し述べます。

次回期日での尋問を予定していた原告佐藤健一さんが、先週の土曜日、6月6日の未明に亡くなりました。

死亡原因は、アスベストによる肺がん、享年64歳でした。

先月の診察で肺がんを指摘され、労災病院で検査を受けました。そして、入院の予定日の6月1日の朝、入院支度途中で、意識を失い、なんとか意識を回復して欲しいとのご家族の願いもかなわず、6月6日の未明に息を引き取られました。

つい最近まで、ご自宅の居間のソファに座って、いろいろお話を聞かせてくれていました。ところが、容態が悪くなったと聞いて私たちが5月30日にお邪魔したときには、自分では起き上がることができず、ほとんどしやべれない状態になっておられ、非常に驚きました。私たちとしてもアスベストの病気の怖さを改めて実感させられました。「どこがしんどいですか。」との私たちの問

いかけに、やっとのこと胸の辺りを指し示されました。

佐藤健一さんは、昭和49年から平成17年まで、約32年間、泉南の5箇所の石綿工場で、本日証言された原告のみなさんと同じように混綿作業やカード作業、カード機の清掃や研磨などの作業を担当し、働きました。石綿工場での石綿粉じんは、激しく、外から工場への入り口を開けたら工場の中全体が真っ白だったと話し(三井石綿)、作業服は真っ白、頭眉毛も真っ白でタオルで拭いても取れなかったと語っていました。

平成10年頃から、息が苦しい、咳が出る、体を動かしたら胸が苦しい、という呼吸症状がだんだんにきつくなり、平成18年には、自ら、石綿の病気かもしれないと受診しました。

その頃、既に病状は重く、石綿肺・管理区分4と診断され、労災認定を受けました。

佐藤健一さんの重い呼吸苦の状態は10年以上にも及びました。

江城さんのDVDと同じように、セーターの脱ぎ着だけでも、はーはーと肩で息をしなければならぬほど息苦しさをし

た。お医者さんからは、在宅酸素を勧められていましたが、「酸素を使うと人生最後の階段を昇ってしまう」と言い、頑として受け入れませんでした。それでも、呼吸苦はさらに激しく、やむなく、在宅酸素を了解せざるを得ませんでした。

そうした呼吸苦の中の、肺がんの発症です。重度の石綿肺に加えての肺がんの追い打ちに、佐藤健一さんの生命はひとたまりもありませんでした。

石綿肺、肺がん、びまん性胸膜肥厚、ひとつひとつ発症するわけではありません。石綿による病気の恐ろしさを思い知らされます。

佐藤さんの願いは、好きな仕事が続けたかった、と言うことでした。病気になっていなければもっともっと働きたかった、と言う当たり前のささやかな望みでした。

こうした願いをアスベストが奪いました。

裁判所におかれては、アスベストによる被害が、生身の人間の人生に起こることとして、直視していただきたいと思います。

無念のうちに亡くなった佐藤健一さんの尋問に加えて、是非、佐藤健一さんの代わりに、訴訟承継される予定の遺族の本人尋問を開いていただきたいと考えます。

結審まであと2回の裁判です

傍聴席の満席と、30万署名の成功を

50名の弁護団は勝利のために全力をあげています。

今後の裁判日程 (いずれも10時開廷)

7月15日(水)

(14日・15日 首都圏から署名を持って大挙来阪)

29日(水)

午前だけでも、午後だけでもぜひ。傍聴に参加してください。